

資料編

- 1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿
- 2 第五次川越市国際化基本計画策定経過
- 3 川越市国際化基本計画審議会条例
- 4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱
- 5 国・県・市における多文化共生／国際化年表

1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	職業等
会長	助川 泰彦	東京国際大学 教育研究推進機構教授
副会長	焦 雁	川越市外国籍市民会議 座長
委員	小島 有利子	尚美学園大学 芸術情報学部 教授、国際交流センター長
委員	栗原 良則	川越商工会議所 経営支援部長
委員	小林 康史	かわごえ国際ボランティアの会 副代表
委員	佐久間 美希	川越市国際ボランティア”kerria” 代表
委員	清水 俊男	川越市姉妹都市交流委員会 代表
委員	間 志津江	公募委員
委員	清水 裕幸	公募委員
委員	ウェン・タウン・アン	東京国際大学 大学院生(留学生)

2 第五次川越市国際化基本計画策定経過

年月日		会議等	内容
令和元年 (2019年)	8月26日 ～9月17日	川越市国際化に関する 市民意識調査	
令和2年 (2020年)	1月28日	第1回 川越市国際化基本計画 検討委員会	第五次川越市国際化基本計画の策定 について
	2月14日	第1回 川越市国際化基本計画 審議会	・委嘱書の交付 ・諮問 (1)川越市国際化に関する市民意識調査 について (2)第五次川越市国際化基本計画の策定 について
	8月31日	策定期間変更方針決 裁	第五次川越市国際化基本計画の策定期間 (令和2年度中から令和3年度中へ)の 変更決定
令和3年 (2021年)	1月8日	第2回 川越市国際化基本計画 検討委員会(書面会 議)	(1)第五次川越市国際化基本計画の骨 子案について (2)第五次川越市国際化基本計画施策 の体系(案)について
	2月10日	第2回 川越市国際化基本計画 審議会(Web会議)	(1)第五次川越市国際化基本計画の骨 子案について (2)第五次川越市国際化基本計画の基 本目標(案)について
	4月28日	第3回 川越市国際化基本計画 検討委員会	(1)第五次川越市国際化基本計画の素 案について
	5月27日	第3回 川越市国際化基本計画 審議会	(1)第五次川越市国際化基本計画の素 案について (2)第五次川越市国際化基本計画の施 策の体系(案)について
	7月21日	第4回 川越市国際化基本計画 検討委員会	(1)第五次川越市国際化基本計画原案 について

年月日		会議等	内容
令和3年 (2021年)	8月26日	第4回 川越市国際化基本計画審議会	(1)第五次川越市国際化基本計画原案について
	10月7日	第5回 川越市国際化基本計画検討委員会（書面会議）	(1)第五次川越市国際化基本計画パブリックコメント案について
	10月29日	第5回 川越市国際化基本計画審議会	(1)第五次川越市国際化基本計画パブリックコメント案について
	11月25日 ～12月24日	パブリックコメントの実施	第五次川越市国際化基本計画（案）について
令和4年 (2022年)	1月13日	第6回 川越市国際化基本計画検討委員会	(1)第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見と市の対応（案）について (2)第五次川越市国際化基本計画（案）について
	2月10日	第6回 川越市国際化基本計画審議会（Web会議）	(1)第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見と市の対応（案）について (2)第五次川越市国際化基本計画（案）について
	2月10日	川越市国際化基本計画審議会からの答申	委員長及び副委員長からの答申
	3月22日	市長決裁	第五次川越市国際化基本計画（案）の決定

3 川越市国際化基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日
条例第七十七号

(設置)

第一条 国際化基本計画に関する事項について審議するため、川越市国際化基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 関係団体の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の国際化に係る施策の基本的な方向性等を示す国際化基本計画を策定するため、川越市国際化基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国際化基本計画の策定に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか国際化基本計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は国際文化交流課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

2 検討部会は、国際文化交流課長が招集し、会議の議長となる。

3 検討部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月12日 市長決裁)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

広報室長、防災危機管理室長、オリンピック大会室長、政策企画課長、職員課長、地域づくり推進課長、市民課長、文化芸術振興課長、福祉推進課長、こども政策課長、保健医療推進課長、資源循環推進課長、観光課長、中央公民館長、学校管理課長、教育指導課長、教育センター所長

別表2（第6条関係）

広報室、防災危機管理室、オリンピック大会室、政策企画課、職員課、地域づくり推進課、市民課、文化芸術振興課、福祉推進課、こども政策課、保健医療推進課、資源循環推進課、観光課、中央公民館、学校管理課、教育指導課、教育センター

5 国・県・市における多文化共生／国際化年表

年	国	埼玉県	川越市
平成2年 (1990年)	改正入管法の施行 〈在留資格の創設〉		
平成5年 (1993年)	技能実習制度に係る出入国管理上の取 扱いに関する指針〈技能実習制度の創 設〉		
平成7年 (1995年)	〈阪神・淡路大震災を契機とした多文 化共生の推進〉		
平成11年 (1999年)			川越市国際性のある人 づくり、まちづくり基 本計画策定
平成14年 (2002年)			川越市国際交流センタ ー開設
平成18年 (2006年)	〈地域における多文化共生推進プラン の策定〉		第二次川越市国際化基 本計画策定
平成19年 (2007年)		〈埼玉県多文化共生推進 プラン（平成19年度～ 23年度）の策定〉	
平成20年 (2008年)	〈経済連携協定に基づく外国人看護 師・介護福祉士受入れ〉		
平成22年 (2010年)	改正入管法の施行 〈「技能実習」在留資格の付与〉		
平成23年 (2011年)			第三次川越市国際化基 本計画策定
平成24年 (2012年)	〈外国人住民に対する住民基本台帳制 度の適用〉 〈高度人材に対するポイント制による 優待制度〉	〈埼玉県多文化共生推進 プラン（平成24年度～ 28年度）の策定〉	
平成27年 (2015年)	〈在留資格「高度専門職」の創設〉		
平成28年 (2016年)			第四次川越市国際化基 本計画策定

年	国	埼玉県	川越市
平成 29 年 (2017 年)	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行	<埼玉県多文化共生推進プラン（平成 29 年度～33 年度）の策定>	
平成 30 年 (2018 年)	12 月「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置の一部を改正する法律」成立、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定		
平成 31 年 (2019 年)	4 月「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置の一部を改正する法律」の施行 <在留資格「特定技能」の創設>		
令和元年 (2019 年)	6 月「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行		「第五次川越市国際化基本計画」に関する意識調査（川越市国際化に関する市民意識調査）の実施
令和 2 年 (2020 年)	6 月「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」策定 9 月<地域における多文化共生推進プランの改訂>		
令和 3 年 (2021 年)	6 月「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂版）」策定	埼玉県外国人住民意識調査	
令和 4 年 (2022 年)			第五次川越市国際化基本計画策定